

令和8年 10 月 15 日

自然災害等における子育て支援センターの開所判断基準

1.目的

- 近年、災害の激甚化が顕著な中で、施設管理の面で管理者が迅速に判断、対応し、かつ利用者の安全を確保できるよう、一定の基準を設ける。

2.対象施設(括弧内は所在地)

- 茅ヶ崎駅北口子育て支援センター(新栄町 13-44 さがみ農協茅ヶ崎ビル 3 階)
- 茅ヶ崎駅南口子育て支援センター(共恵 1-1-5 永島ビル2階)
- 香川駅前子育て支援センター(香川 5-3-17 香川駅前出張所2階)
- 浜竹子育て支援センター(浜竹 3-1-14)

3.臨時休所の目安

ア 風水害

- 次のいずれかに該当、又は今後該当する可能性が高いと判断した場合は、臨時休所することを基本とする。
 - 1)気象庁から本市に「レベル4危険警報(氾濫、大雨、土砂災害、高潮)」以上が発表されている
 - 2)茅ヶ崎市が子育て支援センターがある地区に対して、警戒レベル 3 以上の避難情報(緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難)を発令している
 - 3)施設周辺で道路冠水や土砂災害が発生し、施設開所に危険がある

イ 地震

- 茅ヶ崎市に震度 5 弱以上の地震が発生した時は、臨時休所することを基本とする。

4.状況別の対応

開所時間外	・ 午前 8 時(開所 1 時間前)までに気象庁から発表又は茅ヶ崎市から発令されている場合、臨時休所とする。
開所時間内	・ 直ちに臨時休所とする ・ 利用者と従事者の安全確保を最優先する ・ 道路状況など安全を十分に確認した上で、速やかな帰宅を促す ・ 状況によっては、一時的に施設で待機する ・ 待機が安全でないと判断される場合は、近くの避難所への避難を行う

※臨時休所中も、電話による相談・問合せ対応は受け付ける。

5.再開の目安

- 気象庁により発表されたレベル4危険警報以上の情報、又は茅ヶ崎市からの避難情報が解除され、安全の確認とスタッフの開所準備ができ次第、再開する。
- 安全の確保やスタッフの配置が難しい、あるいは解除時期が閉所間際になるなど、施設の再開が困難であると判断される場合は、開所時刻の延期や引き続きの臨時休所対応を行う場合がある。

6.利用者等への周知

- 本基準については、市ホームページへの公表や施設への掲示、SNS での提示を通じて、広く利用者への周知を行う。
- 実際に臨時休所の対応を行う際は、市ホームページや SNS 等を通じて、利用者への即時的な情報伝達を行う。

以上